

千代田区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

千 代 田 区 長           樋   口   高   顕

千代田区規則第38号

千代田区保健所長委任規則の一部を改正する規則

千代田区保健所長委任規則（平成12年千代田区規則第79号）の一部を次のように改正する。

第1条の表4の項中「（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に係るワクチン接種の実施に関するものを除く。）」を削り、同項第1号中「第3条」を「第5条」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同表13の項中「千代田区旅館業法施行条例」を「千代田区旅館業法の施行等に関する条例」に改め、同項の次に次のように加える。

13の2 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下この項において「法」という。）、住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下この項において「省令」という。）及び千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例（平成30年千代田区条例第1号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務に関すること。

- (1) 法第3条第1項の規定による住宅宿泊事業を営む旨の届出の受理
- (2) 法第3条第4項の規定による届出書に記載した事項の変更の届出の受理
- (3) 法第3条第6項の規定による住宅宿泊事業の廃止等の届出の受理
- (4) 法第8条第1項（法第36条において準用する場合を含む。）の規定による宿泊者名簿の提出の要求
- (5) 法第14条の規定による届出住宅に人を宿泊させた日数等の報告の受理
- (6) 法第17条第1項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問
- (7) 法第20条第2項の規定による観光庁長官からの情報の提供の要求に対する当該情報の提供
- (8) 法第24条第2項の規定による国土交通大臣からの住宅宿泊管理業者登録簿への登録をした旨の通知の受理
- (9) 法第26条第3項（法第43条第2項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣からの住宅宿泊管理業者登録簿への登録をした旨の通知の受理
- (10) 法第41条第1項の規定による国土交通大臣からの業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置の命令をした旨の通知の受理
- (11) 法第42条第2項の規定による国土交通大臣への住宅宿泊管理業者の登録の取消し又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令の要請
- (12) 法第42条第3項の規定による国土交通大臣からの住宅宿泊管理業者の登録の取消し又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令をした旨の通知の受理
- (13) 法第45条第2項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(14) 省令第4条第5項の規定による氏名、生年月日及び住所を証明する書類の提出の要求</li><li>(15) 省令第4条第7項の規定による届出番号の通知</li><li>(16) 条例第14条の規定による届出内容の現地確認</li><li>(17) 条例第15条の規定による届出住宅に関する公表</li><li>(18) 条例第21条第1項の規定による定期報告の受理</li><li>(19) 条例第22条第1項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問</li><li>(20) 条例第23条の規定による指導、勧告及び助言</li></ul> |  |
|---|--|

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。